

改正

平成21年12月28日告示第164号

平成28年3月28日告示第41号

日野町身体障害者自動車利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者に対して自動車の運転免許取得に要する費用の一部を助成することにより、身体障害者の就労等社会活動への参加を促進し、また、重度身体障害児(者)が就労、通学、通院、通所あるいは生業等のため自動車の改造等を要する場合、その経費を助成することにより重度身体障害児(者)の社会参加を図り、その福祉の増進に資することを目的として補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則(平成10年日野町規則第2号)の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 この要綱における事業の内容は次のとおりとする。

(1) 自動車操作訓練費助成事業

ア 対象者 本事業の助成対象者は、日野町に住所を有する次に掲げる要件のいずれかに該当する身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。)で、道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第1項に規定する指定自動車教習所において教習を受け道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許(以下「免許」という。)を受けることにより就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる者とする。ただし、本事業以外の制度により、免許を受けるために要する費用について補助または助成を受けられる者は除くものとする。

(ア) 障害の程度が1級から4級までの者

(イ) (ア)以外であっても障害が肢体不自由で、当該障害のため運転する自動車を改造する必要があると町長が認める者

イ 助成対象経費 道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において教習を受けるのに直接要した費用

ウ 助成額 対象経費の3分の2以内の額で、100,000円を限度とする。

(2) 自動車改造費助成事業

ア 対象者 本事業の助成対象者は、日野町に住所を有する次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。ただし、本人ならびにその配偶者および扶養義務者の前年（1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあつては、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超える場合は、助成対象者とししないものとする。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている重度の上肢、下肢または体幹機能障害者であつて、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある者

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている重度の下肢または体幹機能または脳原性移動機能障害児（者）で、通学、通院、通所もしくは生業のため自らまたは生計を同一にする者が所有し、自ら以外の者が運転する自動車に車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着または改造する必要がある者

イ 助成対象経費 重度身体障害者が自ら運転する自動車の場合は、操向装置および駆動装置等の改造に直接要する経費とし、重度身体障害児（者）と生計を同一にする者等がその重度身体障害児（者）の移動介護のために運転する自動車の場合は、車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を自動車に装着または改造（移動介護用特別仕様車の購入を含む。）するために直接要する経費とする。

ウ 助成額 (ア)については、対象経費の範囲内の額で、100,000円を限度とする。また、(イ)については、対象経費の範囲内の額で、150,000円を限度とする。

(手続)

第3条 助成の申請等の手続は、次のとおりとする。

(1) 自動車操作訓練費助成事業

ア 本事業による助成を受けようとする者は、教習開始前に身体障害者自動車操作訓練費助成申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

イ 町長は、アにより助成の申請があつた場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、身体障害者自動車操作訓練費助成交付決定通知書（別記様式第2号）により、免許を受けることを条件に訓練費助成を決定する旨、当該助成の申請をした者に通知する。

ウ イにより助成の交付決定通知を受けた者は、免許を受けた日以後60日以内に免許を受けるのに要した費用に係る証拠書類および交付を受けた運転免許証の写しを添付し、身体障害者自動車操作訓練費助成実績報告書（別記様式第3号）を町長に提出するものとする。

エ 町長は、ウにより助成金の実績報告があったときは、内容を審査の上、身体障害者用自動車操作訓練費助成確定通知書（別記様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

オ エにより助成の確定通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、身体障害者自動車操作訓練費助成金交付請求書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（2） 自動車改造費助成事業

ア 本事業による助成を受けようとする者は、改造を行う前に、身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書（別記様式第6号または第7号）に次の各号に掲げる書類を添付し町長に提出するものとする。

（ア） 運転者の自動車運転免許証の写し（本人が教習のため運転免許取得前の者である場合を除く。）

（イ） 自動車検査証の写し（新たに自動車を購入する場合は除く。）

（ウ） 生計同一申立書（別記様式第8号。ただし、生計を同一にする者が所有する自動車を改造する場合のみ必要）

（エ） 改造に要する経費の見積書（装着または改造の箇所および経費を明らかにしたもの）の写し

（オ） その他町長が必要と認めた書類

イ 町長は、アにより助成の申請があった場合、その内容を審査し、相当と認めたときは、身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書（別記様式第9号）により、当該申請のあった者に通知するものとする。

ウ 教習のため運転免許取得以前にアにより助成の申請があった場合、町長は、その内容を審査し、自ら改造した自動車によって教習を受ける必要があり、かつ、改造の内容が相当と認められるときは、イの手続によらず、身体障害者用自動車改造費助成承認通知書（別記様式第10号）により、免許を取得することを条件に助成する旨当該申請のあった者に通知するものとする。

エ ウによる通知を受けた者は、前項の事業の助成の交付決定を受けている者にあつては前項のウの手続をとり、それ以外の者にあつては免許を受けた日以後60日以内に町長に運転免許証の写しを提示するものとし、町長は内容を確認し、イの例により当該申請のあった者に通知するものとする。

オ 助成の交付決定を受けた者は、自動車の改造の後、改造等に要した費用に係る証拠書類の

写しおよび自動車検査証の写し（ただし、新たに自動車を購入した場合に限る。）を添付し、身体障害者自動車改造費助成事業実績報告書（別記様式第12号）を町長に提出するものとする。

カ 町長は、オにより実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査の上、身体障害者自動車改造費助成確定通知書（別記様式第13号）により、当該申請をした者に通知するとともに、身体障害者用自動車改造費助成事業確認調書（別記様式第11号）を作成するものとする。

キ カにより助成の確定通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書（別記様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（助成決定の取消）

第4条 町長は、対象者が偽りその他不正な手段により支給を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第5条 町長は、前条の規定により交付の決定を取り消したときは、対象者に対し既に交付した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第6条 町長は、この事業の実施に際し、陸運事務所等の関係機関および改造を行おうとする業者と連絡を密にするものとする。

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成14年3月6日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則（平成21年12月28日告示第164号）

この告示は、平成21年12月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成28年3月28日告示第41号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前に定める様式は、当分の間、必要な調整をして使用できるものとする。

身体障害者自動車操作訓練費助成申請書

年 月 日

日野町長 様

申請者 住所
氏名 印

下記により、身体障害者自動車操作訓練費助成を受けたく申請します。

記

申請額 金 円

氏 名	生 年 月 日		年 月 日
	個 人 番 号		
職 業			
身体障害者 手帳番号	第 号	身体障害者手 帳 交 付 日 年 月 日	年 月 日
障 害 名		障 害 等 級	種 級
教習予定 自動車 教習所名		教習開始予定 年月日	年 月 日
自動車免許 を必要とする 理由			

別記様式第 3 号 (略)

別記様式第 4 号 (略)

別記様式第 5 号 (略)

別記様式第 6 号

身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書

年 月 日

日野町長 様

申請者 住所

氏名 印

下記により、身体障害者用自動車改造費助成を申請します。

申請額			
申請者の状況	氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)
		個人番号	
	身体障害者手帳番号		交付年月日 年 月 日
	障害名		障害等級 級
	車椅子使用の有・無	有 ・ 無	
所得状況	本人の所得および扶養親族等の数		
	扶養義務者等の所得および扶養親族等の数		
自動車免許	免許証の交付年月日		
	免許証の限定条件		
自動車改造の内容	自動車の種類		
	所有者または運転者		
	改造箇所の内容および経費		
改造車の利用目的 (使用)			
備考			

- (注) 1 この申請書に改造に伴う業者の見積書(改造箇所および経費が明らかなもの)、運転者の運転免許証(写し。ただし、教習のため運転免許取得以前である者については、免許の交付を受けた日から60日以内に提出し、確認を受けること。)および自動車検査証(写し。ただし、新たに自動車を購入する場合は、購入後に提出し、確認を受けること。)を添付し、身体障害者手帳を提示すること。
- 2 「扶養親族等」および「扶養義務者等」の範囲については、特別障害者手当の例によるものとする。
- 3 「本人所得」および「扶養義務者等の所得」は、当該申請の前年(1月から6月の間に助成の申請があった場合は、前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)とする。
- 4 「使用者」とは、所有権留保付自動車の場合に設定された使用者をいう。

身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書（車椅子リフト設置用）

年 月 日

日野町長 様

申請者 住所
氏名 印

下記により、身体障害者用自動車改造費助成を申請します。

申請額					
申請者の状況	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）		
		個人番号			
	身体障害者手帳番号		交付年月日	年 月 日	
	障害名			障害等級	級
	車椅子使用の有無	有 ・ 無			
所得状況	本人の所得および扶養親族等の数				
	扶養義務者等の所得および扶養親族等の数				
介護者の状況	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所				
	障害者との関係				
	免許証の交付番号		免許証の交付年月日	年 月 日	
自動車改造の内容	自動車の種類				
	所有者または運転者				
	改造箇所の内容および経費				
	改造車の利用目的（使用）				
	備 考				

- (注) 1 この申請書に改造に伴う業者の見積書（改造箇所および経費が明らかなもの）、介護者の運転免許証（写し）および自動車検査証写し。ただし、新たに自動車を購入する場合は、購入後に提出し、確認を受けること。）を添付し、身体障害者手帳を提示すること。
- 2 自動車の所有者が生計を同一にする者である場合は生計同一申立・確認書（別記様式第8号）を添付すること。
- 3 「扶養親族等」および「扶養義務者等」の範囲については、特別障害者手当の例によるものとする。
- 4 「本人所得」および「扶養義務者等の所得」は、当該申請の前年（1月から6月の間に助成の申請があった場合は、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）とする。
- 5 「使用者」とは、所有権留保付自動車の場合に設定された使用者をいう。

別記様式第8号 (略)

別記様式第9号 (略)

別記様式第10号 (略)

別記様式第11号 (略)

別記様式第12号 (略)

別記様式第13号 (略)

別記様式第14号 (略)